

歩道橋ネーミング・ライツ事業パートナー募集要領

1 募集の目的

徳島県では、道路への愛護意識の高揚を図るとともに、県とパートナー企業が協働で道路施設の維持管理を行うため、県が管理する歩道橋にネーミング・ライツ制度（施設命名権の売却）を導入し、パートナー企業を募集します。

2 パートナー企業の概要

(1) パートナー企業の権利

ア 歩道橋に、歩道橋の愛称として、企業名や商品（ブランド）名等を標示することができます。ただし、歩道橋名を変更するものではありません。

イ パートナー企業は、その所有する情報発信媒体において、歩道橋ネーミング・ライツ事業の活動を紹介することができます。

掲載にあたっては、事前に当課までご相談ください。

(2) パートナー企業の義務

ア ネーミングライツ料

歩道橋1基あたり年額6万円以上（消費税及び地方消費税は別途）。

詳細は、別添の「対象歩道橋リスト」を参照してください。

イ 契約期間（※愛称の頻繁な変更を避けるため一定期間を設けています）

2年間以上10年間未満。

ウ 標示内容

「会社名」「商品名」「ロゴ」「商号(事業種別)」＋歩道橋名（以下、「愛称等」という）。

エ 標示及び撤去の費用負担

道路法第24条の承認を受け、パートナー企業に施工いただきます。

オ 地域貢献の提案

歩道橋周辺の美化活動や地域のイメージアップなど、地域貢献をご提案ください。

(3) その他

パートナー企業の名称や地域貢献活動を県のホームページで紹介します。

また、希望によりパートナー企業のホームページへリンクします。

3 募集の対象となる歩道橋

今回の募集対象となる歩道橋は、別添1の「対象歩道橋リスト」を参照してください。

4 応募資格

次の(1)、(2)、(3)、(4)のすべてに該当する企業又は団体とします。なお、歩道橋1基に対し、パートナー企業は1者です。

(1) 徳島県内に活動拠点（本社、支店、営業所、店舗等）を有し、事業を行っている法人又は団体であること。

(2) 徳島県広告事業実施要領に基づき、次に掲げる業種等に該当しないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されるもの

イ 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く）に係るもの

ウ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの

エ その他、県有資産の活用を行う業種又は業者として、適当でないと認められるもの

(3) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者、県の指名停止措置を受けている企業又は団体でないこと。なお、契約期間内においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(4) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認めるに足りる相当の理由のある企業又は団体でないこと。

5 愛称等標示の内容

- (1) 企業名や商品（ブランド）名等を標示することができますが、県有資産の公共性を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれかに該当しないこととします。
- ア 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - エ 政治性又は宗教性のあるもの
 - オ 個人の氏名を広告するもの
 - カ 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの
 - キ 当該標示の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
 - ク 誇大、虚偽、誤解等のおそれのあるもの
 - ケ たばこに関するもの
 - コ 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの
 - サ 酒に関するもの
 - シ その他、県有資産を活用した広告として、適当でないと認められるもの
- (2) 愛称等の標示について、次のことに留意してください。
- ア ロゴマークを使用することができますが、矢印や交通標識に類似し、交通の支障となるおそれがあるものは禁止とします。また、飲酒運転や危険運転を推奨又は連想させるものも禁止とします（酒に関連するもの、ドクロマーク等）。
 - イ 文字について、フォントは特に指定しませんが、大きさは30センチメートル角までとします。また、歩道橋名を2段にする場合は、その高さの合計が30センチメートルまでとします。
 - ウ 標示方法は、シール貼付又は塗装によるものとします。
 - エ ロゴマーク及び文字及び下地の色彩は、信号機で使用しているもの、蛍光色、反射性のある色を除きます。
 - オ 「〇〇昭和町一丁目歩道橋」のように歩道橋名を含む標示に限ります。
 - カ 歩道橋の1面につき1箇所の標示とします。
 - キ 標示のため白（JIS慣用色）以外の下地が必要な場合や複数色の掲示を希望する場合は個別に交通管理者に確認しますので、「6（1）ウ 提案する愛称デザイン（様式自由）」の事前相談をお願いします。
 - ク 歩道橋の複数面に標示できますが、下地及び愛称等の標示総面積は、1.0平方メートル以下です。
 - ケ 契約期間内の愛称変更は、原則として出来ません。
 - コ 愛称は、商標権等権利の侵害になることのないよう、十分調査したうえで提案してください。
 - サ 必要に応じて愛称や色彩の変更を求めることがあります。
 - シ 歩道橋には案内標識等が添架されていますが、現状での標示になります。
 - ス 歩道橋ごとに標示できるスペースが異なりますので、現地にてご確認ください。

6 応募方法

(1) 提出書類

- ア 歩道橋ネーミング・ライツ事業申込書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 提案する愛称デザイン（様式自由）
- エ 法人の概要（様式自由）

徳島県に業者登録されていない企業からのお申し込みや、事業を愛称に添加する場合は、経営状態や登記の「目的」に記載されている事業であるか確認するため、以下の書類について追加で提出を求めます。

- オ 法人登記全部事項証明書（原本）
- カ 過去3か年の決算報告書（様式自由）

(2) 提出部数

1通 なお、提出していただいた書類は返却いたしませんのでご注意ください。

(3) 応募受付

随時。

再募集となる歩道橋は、現在の契約が終了する2か月前から受け付けます。

歩道橋への応募を受け付けたとき、県は、県ホームページで応募のあった歩道橋名と応募期限(公表から10日後)を公表します。

なお、ホームページ公表から10日後以降は、同一の歩道橋への募集を締切ります。

(4) 提出先

ア 持参の場合

徳島県 県土整備部 高規格道路課 企画・管理担当

(徳島県徳島市万代町一丁目1番地 県庁庁舎8階)

午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

イ 郵送の場合

郵便番号 770-8570 (住所記載不要)

徳島県 県土整備部 高規格道路課 企画・管理担当あて

※ 簡易書留郵便により郵送してください。

(5) 質問事項の受付等

応募にあたっての質問は、次のとおりお願いします。

ア 受付方法

文書による郵送、ファクシミリ又は電子メールでお願いします。

・ 郵送の場合

郵便番号 770-8570 (住所記載不要)

徳島県 県土整備部 高規格道路課 企画・管理担当あて

・ ファクシミリの場合

088-621-2872

・ 電子メールの場合

koukikakudouroka@pref.tokushima.lg.jp

イ 回答方法

質問に対する回答は順次県のホームページに掲載します。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kendozukuri/doro/7245983/>

7 パートナー企業の選定方法

パートナー企業の選定については、次のとおりです。

なお、愛称が不適切な場合は、非選定となる場合があります。

- (1) 選定にあたり、標示内容についてあらかじめ交通管理者と協議を行い、標示内容の適否を確認します。
- (2) 県は、応募を受け付け、公表し、対象歩道橋の募集締切が到来したのち、外部有識者を含む選定委員会において別に定める選定基準(別添2)に基づき審査し、パートナー企業を選定します。
- (3) 必要に応じて、選定基準による審査以外に、外部有識者を含む選定委員会を設置し、応募内容等を総合的に審査します。
- (4) 上記(1)から(3)の結果により、標示内容の変更を求めることがあります。

8 選定結果の通知

選定後、すべての応募者に文書により通知します。

9 契約書の締結

歩道橋ネーミング・ライセンス事業の実施にあたっては、県とパートナー企業が「ネーミング・ライセンスに関する契約」を締結します。

10 施設命名権料の納入

- (1) 1年分ごとに納入していただきます。
- (2) 納入時期については、協議の上、決定します。

11 留意事項

- (1) 愛称等の再標示
 - ア 天災、事故その他の事由により歩道橋が損傷し判別不明となった場合、パートナー企業は愛称等を再標示することができます。
 - イ 契約期間内にパートナー企業の名称が変更された場合は、パートナー企業名を含む愛称に限り、再標示することができます。
 - ウ 県の故意又は過失により標示が契約期間内に消去等された場合、県の責において、愛称等を再標示します。
- (2) 愛称等の消去
愛称等を消去するときは、標示前と同様の状態に復旧していただきます。
- (3) 契約の解除
次の場合は、契約締結後であっても決定を取り消します。
 - ア パートナー企業が、「4 応募資格」で定める応募資格を失った場合。
 - イ 著しく社会的信用を損なう等、パートナー企業としてふさわしくないと県が判断した場合。なお、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナー企業の負担とします。
- (4) 施設命名権料の不返還
契約解除した場合、納入された施設命名権料は返還しないものとします。
- (5) 有益費等の放棄
契約期間が終了又は契約を解除した場合、パートナー企業は自らが支出した有益費及び必要経費等があっても、県に請求することはできません。
- (6) 情報の公表
パートナー企業が決定した場合は、次の内容について県のホームページへの掲載や報道機関への情報提供を行います。
 - ア パートナー企業の内容（企業名、代表者名、所在地）
 - イ 施設命名権料
 - ウ 契約期間
 - エ 歩道橋の愛称
 - オ 愛称標示の開始時期
- (7) 県広報の掲出
歩道橋に、県事業に関する広報を掲出する場合があります。

12 問い合わせ先

徳島県 県土整備部 高規格道路課 企画・管理担当
電話番号 088-621-2548
ファクシミリ 088-621-2872
電子メールアドレス koukikakudouroka@pref.tokushima.lg.jp